

「燕市長選挙」「燕市議会議員補欠選挙」不在者投票事務取扱要領

貴施設に入院、入所又は収容中（以下「入院中等」という。）の者の行う不在者投票について、下記事項に留意のうえ事務処理くださるようお願いいたします。

なお、基本的に処理方法や流れについては、国政選挙などと同様です。

記

1. 不在者投票制度とは

不在者投票の制度は、選挙（投票日）の当日、法律で定められた一定の理由に該当すると見込まれる場合、投票日の前にあらかじめ投票することを認めるものであり、一般投票の例外的な制度です。

2. 不在者投票のできる者

貴施設に入院中等で、燕市の選挙人名簿に登録され、不在者投票事由に該当する者に限られます。

3. 不在者投票のできる期間

10月13日（月）から10月18日（土）までです。

4. 不在者投票用紙等を請求できる期間

投票用紙等の請求は、選挙期日（投票日）の前日（10月18日）まででき、選挙期日の告示日（10月12日）前でもすることができます。

5. 不在者投票用紙等の請求方法

- (1) 貴施設に入院中等の選挙人からの依頼によって、不在者投票用紙等を代理請求する場合には、別添の「不在者投票用紙等代理請求書（様式2）」を使用し、直接又は郵送により請求してください。（選挙人が多い場合は、代理請求書をコピーしてお使いください。）また、選挙人の住所及び氏名については十分確認のうえ誤りのないようにしてください。

なお、選挙人からの請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

- (2) 点字で投票しようとする選挙人については、必ずその旨を申立てさせ、点字用の投票用紙を請求するようにしてください。
- (3) 今回行われる選挙は、燕市長選挙及び燕市議会議員補欠選挙の2種類の投票が行われます。

6. 不在者投票用紙等の交付にあたっての留意事項

代理請求をして交付を受けた投票用紙等の保管・管理には万全を期し、紛失等が絶対に生じることのないようにお願いします。

代理請求を行った選挙人が投票をせずに退院等をするときは、直ちに燕市選挙管理委員会に連絡してください。また当該選挙人には、燕市選挙管理委員会が施設から投票用紙の返送を受けるまでは投票ができないことを伝えてください。

7. 不在者投票を行うときの留意事項

(1) 投票の秘密保持について

選挙人に不在者投票をさせる際には、必ず投票を記載する場所に相当な設備をして投票の秘密を保持するとともに、不正な手段が行われることのないようにしてください。特に、選挙人以外の者によって投票が行われることのないよう十分注意してください。

(2) 投票立会人について

投票をさせる際には、選挙権を有するものを立ち合わせなければならないことになっており、この立会人が欠けた場合の不在者投票は無効となりますので、必ず立会人を定めて立ち合わせてください。

また、立会人は不在者投票管理者又はその事務を補助する者と兼ねたり、あるいは代理投票の際の投票を補助する者（代理投票記載者及びこれに立ち会う者）と兼ねたりすることはできません。したがって、代理投票の場合は管理者（補助執行者）、立会人、補助者2名の最低4人が必要となります。

なお、公職選挙法が改正され、不在者投票管理者は、市区町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせること（いわゆる外部立会人制度）その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとされました（努力義務）

今までどおり、施設内の職員等で立会人を立てることもできます。

詳しくは、問い合わせください。

(3) 不在者投票ができる期間および時間

選挙期日の告示日の翌日（10月13日）から選挙期日の前日（10月18日）までの、毎日午前8時30分から午後5時までです。（燕市選挙管理委員会において不在者投票ができる時間は午後8時までとなっておりますが、「指定病院等」において不在者投票ができる時間は午後5時までですので、注意してください。）

なるべく、投票済みの「投票用紙等」が投票日の前日（10月18日）までに燕市選挙管理委員会へ届くような日を設定してください。

投票済みの「投票用紙等」は、投票日の当日（１０月１９日）、投票所が閉鎖される時刻までに送致しなければなりません。その前に燕市選挙管理委員会へ届くよう、郵送などに要する日数を考慮し、早めに送付してください。

なお、施設内で統一した日における投票が終了しても、不在者投票期間内であれば不在者投票は可能であり、選挙人からの請求があれば不在者投票をさせなければならないことに留意してください。

(4) 投票の方法

今回の選挙においては、まず燕市長選挙の投票用紙（黄色の用紙に黒字で印刷）に候補者１人の氏名を記載します。続けて燕市議会議員補欠選挙の投票用紙（白色の用紙に赤字で印刷）に候補者１人の氏名を記載します。候補者の氏名以外の不要な文字、記号等が記載されていますと、せっかくの投票が無効となる場合もありますので、選挙人にご指導願います。

記載の終わった投票の措置については、その手続きをよく説明してください。

ア 記載済みの投票用紙は、いきなり外封筒に入れずに、まず①内封筒（燕市長選挙、燕市議会議員補欠選挙共通でクラフト紙に黒字）に入れて封をし、その後に②外封筒（燕市長選挙は黄色に黒字の封筒、燕市議会議員補欠選挙は白色に赤字の封筒）に入れて封をしてください。

イ 外封筒の表面の「投票者」欄には、必ず投票者自身が署名（代理投票の場合はその代理記載人が選挙人の氏名を記載）してください。

なお、その際に内封筒に何も記載しないようあわせて周知願います。

(5) 投票の処理について

選挙人から記載の終わった不在者投票（現実には投票用紙の入った不在者投票用外封筒）を受け取ったら、次によりその確認及び所要事項の記載等を確実に行ってください。

ア 外封筒の表面の「投票者」欄には、選挙人の署名がされているかどうか確認する。

イ 外封筒の記載事項に漏れのないようにする。

① 投票年月日

② 投票場所

③ 不在者投票管理者欄及び投票立会人欄の記名

※ 不在者投票管理者欄の記名については、ゴム印等でも差し支えありませんが、投票立会人欄には必ず立会人自身から署名してもらってください。

(6) 代理投票について

選挙人が身体の故障のため又は文盲のために投票用紙に候補者の氏名を書けない場合は代理投票ができます。

この場合、外封筒表面の「投票者」欄には、代理記載をした補助者が選挙人の氏名を記載することとなります。

なお、不在者投票の代理投票を行った場合には、必ず「不在者投票の代理投票調書（様式3）」を作成のうえ添付してください。

8. 不在者投票の送致

投票を終わり選挙人から提出された不在者投票は、速やかに燕市選挙管理委員会委員長あてに送致してください。郵送する場合には、「速達」で「不在者投票在中」等と朱書きし、送付先に誤りがないように送付してください。

なお、送致の際には、必ず「不在者投票送致書（様式4）」を作成のうえ添付してください。

9. 不在者投票に要した経費の請求方法

不在者投票に要した経費として、選挙人1人につき1,236円を交付しますので、下記により請求してください。

なお、投票用紙を請求したが都合により投票しなかった選挙人の場合は、当該選挙人は不在者投票をしていないため、不在者投票に要した経費を請求することができません。

また、大量の支払処理を行いますので、請求から実際の入金までに日数を要することがあります。あらかじめご了承ください。

ア 請求書の様式

「請求書（様式5）」により請求してください。

※内訳書又は不在者投票用紙等代理請求書（写）を添付のこと

イ 請求書の提出期限

令和7年10月31日（金）必着で提出してください。

～不在者投票用紙等の請求先～

〒959-0295

燕市吉田西太田1934番地 燕市役所内

燕市選挙管理委員会

☎0256-77-8313（直通）